○厚生労働省告示第五十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第19部として次のように加える。

第19部　追　補　⑮

外　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（ひ）		
ヒアルロン酸ナトリウム点眼液0.1%「トーワ」	0.1%５mL１瓶	200.20
ヒアルロン酸ナトリウム点眼液0.3%「トーワ」	0.3%５mL１瓶	286.20

○厚生労働省告示第五十七号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第六中「別表第5に収載されている医薬品を」の下に「、平成二十六年四月一日以降においては別表第7に収載されている医薬品を」を加える。

別表第2第3部外用薬中「モクタール　10g」「(ら)」及び「ラベンダー油　1mL」を削る。

別表第6に第2部として次のように加える。

第２部　追　補　⑴

内　用　薬

品名	規格単位
（え）	
エスペラン錠10mg	10mg１錠
（か）	
カイロック錠200	200mg１錠
カセルミンカプセル25	25単位１カプセル
カムリードカプセル12.5	12.5μg１カプセル
カムリードカプセル25	25μg１カプセル
カルブタン錠250mg	250mg１錠
（こ）	
コバマイド錠250μg	0.25mg１錠
コバマイド錠500μg	0.5mg１錠
コリンホール散１%	１%１g
コリンホール錠2.5mg	2.5mg１錠
コロキノン錠10mg	10mg１錠
（さ）	
サモール散98%	98%１g
（し）	
(局) シオジニルカプセル50mg	50mg１カプセル
(局) シオジニルカプセル100	100mg１カプセル
ジオール錠２μg	２μg１錠
（せ）	
セリナリーナ顆粒	１g
セルパスカプセル50mg	50mg１カプセル
セルパス細粒10%	10%１g
セレカル錠10	10mg１錠
（た）	
ダントリウムカプセル50mg	50mg１カプセル
（つ）	
つくしA・M散	１g
（て）	
デフェクトン散10%	10%１g
デフェクトン糖衣錠25mg	25mg１錠
デフェクトン糖衣錠50mg	50mg１錠
（と）	
ドライアーゼ配合細粒	１g
トリフロペラジン散１%「ミツビシ」	１%１g
トリフロペラジン糖衣錠「ヨシトミ」(2.5)	2.5mg１錠
トリフロペラジン糖衣錠「ヨシトミ」(５)	５mg１錠
トレミン散１%	１%１g
(局) トレミン錠２mg	２mg１錠
（な）	
ナパドライシロップ20%	20%１g
（ね）	
ネオアムノール配合散	１g
ネオ・ユモール配合散	１g
ネオユモール配合錠	１錠
（は）	
ハイセレニン細粒20%	20%１g
ハイセレニン細粒40%	40%１g
(局) ハイセレニン錠100mg	100mg１錠
(局) ハイセレニン錠200mg	200mg１錠
バファメリチンM「カプセル」250	250mg１カプセル
バリコンクF	98.1%10g
バリトップ100	10mL
パルファジン細粒20%	20%１g
（ふ）	
フォリンゼピン錠25mg	25mg１錠
ブスコム錠10mg	10mg１錠
ブテラジン細粒10%	10%１g
ブテラジン錠30mg	30mg１錠
ブテラジン錠60mg	60mg１錠